

<p>住居確保給付金</p> <p>賃貸住宅の家賃の支給</p> <p>1人世帯：月 3.3万円</p> <p>2人世帯：月 4.0万円</p> <p>※支給期間は原則3ヶ月（最長9ヶ月）</p>	<p>緊急小口資金（特例貸付）</p> <p>一時的な生活費の貸付</p> <p>20万円以内</p> <p>※無利子・保証人不要</p>	<p>総合支援資金（特例貸付）</p> <p>当面の生活費の貸付</p> <p>単身世帯：月 15万円以内</p> <p>2人以上世帯：月 20万円以内</p> <p>※貸付期間は原則3ヶ月（最長12ヶ月）</p> <p>※無利子・保証人不要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職・廃業から2年以内、または、やむを得ない休業等により、収入が減少した方に家賃相当額を支給します。 ※支給額は現在の収入や実際の家賃額、世帯人員等により異なります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯にお貸しします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの影響を受け、失業や廃業・休業等により収入の減少があり、日常生活の維持が困難となっている世帯にお貸しします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産・収入に関する要件を満たした方が対象となります。 ・ 自治体（金沢市）から家主（不動産業者等）に振り込みます。 	<p><返済方法></p> <p>据置期間：12ヶ月</p> <p>※1年後から返済開始</p> <p>償還期間：最長2年間（24回払）</p> <p>※20万円を借入の場合</p> <p>返済額：1回目～23回目 8,330円</p> <p>24回目 8,410円</p>	<p><返済方法></p> <p>据置期間：12ヶ月</p> <p>※1年後から返済開始</p> <p>償還期間：最長10年間（120回払）</p> <p>※45万円を借入の場合</p> <p>返済額：1回目～120回目 3,750円</p>
<p>実施主体：金沢市</p>	<p>実施主体：石川県社会福祉協議会</p>	<p>実施主体：石川県社会福祉協議会</p>

【相談・申請受付】 ※感染拡大防止のため、申請は原則、郵送での受付となります。まずは、お電話でお問い合わせください。

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館

電話 076-231-3571 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

ファックス 076-231-3560 ホームページ：<http://www.kana-syakyo.jp/>